

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則(広報文書課)

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)

鳥取県宮病院事業財務規則の一部を改正する規則(医務課)

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(〃)

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則(漁港課)

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則(管理課)

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則(河川課)

河川法施行細則の一部を改正する規則(〃)

港湾法施行細則の一部を改正する規則(港湾課)

鳥取県宮住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(建築課)

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則(会計課)

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則(〃)

◇告 示

鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園

◇企業管理規程

の利用のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額(児童家庭課)
保健所の施設の利用等のうち消費税が課税される療養等に係る使用料の額(衛生課)
保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額の一部改正(〃)
鳥取県立健康増進センターの利用のうち消費税が課税される診断に係る使用料の額(健康対策課)
鳥取県宮企業財務規程の一部を改正する企業管理規程
鳥取県皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

公布された規則のあらまし

◇鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

一 鳥取県公報の購読料金を現行月額「千八百円」から「千八百五十円」に引き上げることとした。

二 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

一 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

大居室 階層	小居室 階層	区分 による区 分	金 額 (一人月額)		
			一人で使用する場合	二人で使用する場合	
○一八、七五	○一七、七五	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
○二〇、三五	○一九、三五				
○一七、七五	○一六、七五				
○一九、三五	○一八、三五				

二 この規則、は平成元年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

一 病院事業勘定科目に、消費税に係る勘定科目を次のとおり設けることとした。

区 分	款	項	目
収 益	病院事業収益	医業外収益	消費税還付金
費 用	病院事業費用	医業外費用	消費税

二 病院事業勘定科目から次の勘定科目を削ることとした。

区 分	款	項	目
収 益	病院事業収益	医業外収益	患者外給食収益

費用	病院事業費用	医業外費用	患者外給食材料費
----	--------	-------	----------

三 この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則の規定は、平成元年度の予算及び決算から適用することとした。

◇鳥取県営病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 消費税が非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額は、療養費算定額に百分の百三を乗じて得た額とすることとした。

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

一 県が管理する漁港の区域内の水域及び公共空地における土砂の採取に係る土砂採取料並びに当該水域及び公共空地の占用に係る占用料の額を次のとおり引き上げることとした。

1 土砂採取料

区 分	単 位	採 取 料	
		現 行	改 正 後
土 砂	金	九〇円	九二円

栗石	砂利(かき込み砂利を含む) 一立方メートルにつき	一三〇円	一三三円
転石	一個につき	九〇円(長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九〇円を加算した金額)	九二円(長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額)

2 占用料

消費税が非課税とされる占用以外の占用に係る占用料の額を三パーセント引き上げる。

二 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇ 国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

一 県が管理に要する経費を負担する国有土地の使用に係る使用料及び当該土地における産出物の採取に係る採取料の額を次のとおり引き上げることとした。

1 使用料

消費税が非課税とされる土地の使用以外の使用に係る使用料の額を三パーセント引き上げる。

2 採取料

区分	単位	採取料	
		現行額	改正後
土砂		九〇円	九二円

栗石	砂利(かき込み砂利を含む) 一立方メートルにつき	一三〇円	一三三円
転石	一個につき	九〇円(長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九〇円を加算した金額)	九二円(長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額)

二 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇ 鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

一 海岸保全区域(民有地を除く。)の占用に係る占用料及び当該区域内における土石の採取に係る土石採取料の額を次のとおり引き上げることとした。

1 占用料

消費税が非課税とされる占用以外の占用に係る占用料の額を三パーセント引き上げる。

2 土石採取料

区分	単位	採取料	
		現行額	改正後
土砂		九〇円	九二円
砂利(かき込み砂利を含む)	一立方メートルにつき	一三〇円	一三三円
栗石		一三〇円	一三三円

転 石 一個につき	九〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九〇円を加算した金額	九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額
-----------------	--	--

- 二 その他所要の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇河川法施行細則の一部を改正する規則

- 一 県の区域内に存する河川に係る流水占用料、土地占用料及び河川産出物採取料の額を次のとおり引き上げることとした。
- 1 流水占用料
流水占用料の額を三パーセント引き上げる。
- 2 土地占用料
消費税が非課税とされる土地の占用以外の占用に係る土地占用料の額を三パーセント引き上げる。
- 3 河川産出物採取料

区分	単位	採取料	
		現行	改正後
土砂	一立方メートルにつき	九〇円	九二円
栗石	一立方メートルにつき	一三〇円	一三三円
砂利(かき込み砂利を含む)	一立方メートルにつき	一三〇円	一三三円

転 石 一個につき	九〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九〇円を加算した金額	九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額
-----------------	--	--

- 二 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。
- ◇港湾法施行細則の一部を改正する規則

- 一 県が管理する港湾の港湾区域内の水域及び港湾隣接地域内の公共空地並びに港湾予定水域の占用に係る占用料及びこれらの水域等における土砂の採取に係る土砂採取料の額を次のとおり引き上げることとした。
- 1 占用料
消費税が非課税とされる占用以外の占用に係る占用料の額を三パーセント引き上げる。
- 2 土砂採取料

区分	単位	採取料	
		現行	改正後
土砂	一立方メートルにつき	九〇円	九二円
栗石	一立方メートルにつき	一三〇円	一三三円
砂利(かき込み砂利を含む)	一立方メートルにつき	一三〇円	一三三円
転石	一個につき	九〇円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九〇円を加算した金額	九二円に長径が五〇センチメートルを超える二〇センチメートルまでごとに九二円を加算した金額

- 二 許可申請書等の書類の提出部数及び提出先について所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

- 一 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正（第一条関係）
- 1 増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。

団地名	種 別	家		賃	
		住 戸 番 号	戸 数	一月の家賃額	一月の家賃額
河北	第一種県営住宅	五七号から六四号までの住宅	八	〇三六、五八	〇三六、五八

- 2 建替えを実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。

団地名	種 別	家		賃	
		住 戸 番 号	戸 数	現 行	改 正 後
旭田町	第一種県営住宅	(一) 一〇五号、一〇六号、二〇五号、二〇六号、三〇五号及び三〇六号の住宅 (二) (一)に掲げる住宅以外の住宅	六	円九、二〇〇	〇三一、九八
"	"	"	二	〇四〇、一五	〇四〇、一五

- 3 住戸改善を実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。

団地名	種 別	家		賃	
		住 戸 番 号	戸 数	現 行	改 正 後
上井団	第一種県営住宅	一三〇号の住宅	一	円八、二〇〇	〇二〇、六〇
上井団	第二種県営住宅	一三一号及び一三二号の住宅	二	円八、二〇〇	〇一六、三二
面影団	第一種県営住宅	一二十七号から一二九号までの住宅	三	円九、六〇〇	〇二四、三六
面影団	第二種県営住宅	一号から四号までの住宅	四	〇一〇、七〇〇	〇二四、九二
三柳団	第一種県営住宅	二〇七号の住宅	一	円八、三〇〇	〇一八、五五
三柳団	第二種県営住宅	二〇七号の住宅	一	円八、三〇〇	〇一八、五五
福原団	第一種県営住宅	三七号から三九号までの住宅	三	円九、五〇〇	〇二二、一〇
福原団	第二種県営住宅	三七号から三九号までの住宅	三	円九、五〇〇	〇二二、一〇
上粟島	第一種県営住宅	六四号の住宅	一	円九、八〇〇	〇一九、一〇
上粟島	第二種県営住宅	六四号の住宅	一	円九、八〇〇	〇一九、一〇
上粟島	第三種県営住宅	六一号から六三号まで及び八三号から八六号までの住宅	七	円九、八〇〇	〇二二、八六
上粟島	第四種県営住宅	一六四号の住宅	一	〇一〇、四〇〇	〇一九、九一

地 道 団	第一種 官 住 宅	一六五号から一六七号まで及び一八一号から一八五号までの住宅	八	一〇〇、四〇二、七五〇
二 号 及 び 三 号 の 住 宅	一 号 の 住 宅		一	一〇〇、四〇一、三三〇
二	一〇〇、四〇二、三九〇			

- 4 消費税が創設されたことにかんがみ、県管住宅（1から3までに掲げる住宅を除く。）の家賃についてそれぞれ三パーセント引き上げることとした。
 - 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 二 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正（第二条関係）
 - 1 消費税の創設にかんがみ、北園団地のうち三一〇三号の住宅以外の住宅に係る平成元年度の特例家賃額を現行月額「三九、五〇〇円」から「四〇、六八〇円」に引き上げることとした。
 - 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
 - 三 施行期日

この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。
- ◇鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
- 一 次の手数料を新たに徴収することとした。
 - 1 教育職員の普通免許状の授与手数料 二千六百元
 - 2 教育職員の特別免許状の授与手数料 二千六百元

区 分	現 行	改 正 後
3 教育職員の臨時免許状の授与手数料	千三百円	
4 教育職員の免許状の書換又は再交付手数料	六百五十円	
5 教育職員検定手数料	千三百円	
6 輸出水産物製造事業場登録申請手数料	一万千円	
7 再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	十万円	
1 土地掘削許可申請手数料	七万円	八万七千円
2 ゆう出路増掘又は動力装置の許可の申請手数料	六万三千円	八万千円
3 温泉利用許可申請手数料	二万円	二万六千円
4 受胎調節実地指導員指定証交付手数料	二千六百元	二千九百元
5 受胎調節実地指導員標識交付手数料	千五百円	二千二百円
6 受胎調節実地指導員指定証訂正手数料	千五百円	千五百円
7 受胎調節実地指導員指定証再交付手数料	千五百円	千五百円
8 受胎調節実地指導員標識再交付手数料	千二百円	千八百円
9 栄養士免許手数料	三千六百元	四千円
10 栄養士免許証訂正手数料	千六百元	千八百円
11 栄養士免許証再交付手数料	二千二百円	二千三百円
12 調理師免許手数料	三千六百元	四千円
13 調理師免許証書換え交付手数料	千六百元	千八百円
14 調理師免許証再交付手数料	二千二百円	二千三百円

二 手数料の金額を次のとおり引き上げることとした。

35	乳製品製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
34	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
33	乳処理業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
32	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	九千八百円	一万千円
31	あん類製造業許可申請手数料	九千八百円	一万千円
30	菓子製造業許可申請手数料	九千八百円	一万千円
29	喫茶店営業許可申請手数料	六千七百円	七千四百円
28	飲食店営業許可申請手数料	一万千円	一万三千円
27	クリーニング所検査手数料	一万円	一万二千円
26	クリーニング師免許証再交付手数料	二千二百円	二千三百円
25	クリーニング師免許証訂正手数料	千六百円	千八百円
24	クリーニング師免許手数料	三千六百円	四千円
23	理容師免許証又は美容師免許証の再交付手数料	二千二百円	二千三百円
22	理容師免許証又は美容師免許証の書換え交付手数料	千六百円	千八百円
21	理容師試験又は美容師試験の合格証明書の交付手数料	千六百円	千八百円
20	理容師試験又は美容師試験の学科試験又は実地試験の合格証明書の交付手数料	千六百円	千八百円
19	理容所又は美容所の検査手数料	一万円	一万二千円
18	理容師又は美容師の免許手数料	三千六百円	四千円
17	浴場業許可申請手数料	一万四千円	一万六千円
16	旅館業の許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	四千円	五千三百円
15	旅館業許可申請手数料	一万四千円	一万六千円

59	そうざい製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
58	めん類製造業許可申請手数料	九千八百円	一万千円
57	納豆製造業許可申請手数料	九千八百円	一万千円
56	豆腐製造業許可申請手数料	九千八百円	一万千円
55	酒類製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千円
54	ソース類製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千円
53	しょうゆ製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千円
52	みそ製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千円
51	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
50	食用油脂製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
49	氷雪販売業許可申請手数料	九千八百円	一万千円
48	氷雪製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
47	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	九千八百円	一万千円
46	清涼飲料水製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
45	食品の放射線照射業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
44	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
43	魚肉練り製品製造業許可申請手数料	一万千円	一万三千円
42	魚介類競り売り営業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
41	魚介類販売業許可申請手数料	六千七百円	七千四百円
40	食肉製品製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
39	食肉販売業許可申請手数料	六千七百円	七千四百円
38	食肉処理業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
37	乳類販売業許可申請手数料	六千七百円	七千四百円
36	集乳業許可申請手数料	六千七百円	七千四百円

77	衛生検査所登録証明書再交付手数料	五千五百円	五千六百元
76	衛生検査所登録証明書書換え交付手数料	五千五百円	五千六百元
75	衛生検査所登録申請手数料	六万円	六万二千元
74	診療エックス線技師免許証書換え交付手数料	千七百円	二千四百円
73	診療エックス線技師免許証再交付手数料	二千五百円	二千八百円
72	死体保存許可手数料	二千二百円	二千五百円
71	あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証若しくはきゆう師免許証又は柔道整復師免許証の再交付手数料	二千五百円	二千八百円
70	あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証若しくはきゆう師免許証又は柔道整復師免許証の書換え交付手数料	千七百円	二千四百円
69	あん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師の免許手数料	三千六百元	四千元
68	あん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師の試験手数料	七千九百元	一万千円
67	産業廃棄物処理業の変更許可申請手数料	五万九千円	六万円
66	簡易と畜場設置許可申請手数料	七千五百円	七千六百元
65	製菓衛生師免許証再交付手数料	二千二百円	二千三百円
64	製菓衛生師免許証書換え交付手数料	千六百元	千八百円
63	製菓衛生師試験手数料	五千五百円	六千五百円
62	製菓衛生師免許手数料	三千六百元	四千円
61	添加物製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円
60	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	一万六千円	一万八千円

78	歯科衛生士免許手数料	三千六百元	四千元
79	歯科衛生士試験手数料	一万千円	一万四千円
80	歯科衛生士試験合格証明書交付手数料	千七百円	千九百元
81	歯科衛生士免許証書換え交付手数料	千七百円	二千四百円
82	歯科衛生士免許証再交付手数料	二千五百円	二千八百円
83	歯科技工士試験手数料	一万六千円	二万円
84	歯科技工士試験合格証明書交付手数料	千七百円	千九百元
85	准看護婦又は准看護士の免許手数料	三千六百元	四千元
86	准看護婦又は准看護士の試験手数料	三千七百円	四千六百元
87	准看護婦試験合格証明書又は准看護士試験合格証明書の交付手数料	千七百円	千九百元
88	保健婦免許手数料	三千六百元	四千元
89	助産婦登録手数料	二千七百円	三千円
90	看護婦又は看護人の免許手数料	三千六百元	四千元
91	准看護婦免許証又は准看護士免許証の書換え交付手数料	千七百円	二千四百円
92	准看護婦免許証又は准看護士免許証の再交付手数料	二千五百円	二千八百円
93	助産婦名簿謄本交付手数料	二千八百円	三千百円
94	保健婦免許書換え交付手数料	千七百円	二千四百円
95	看護婦免許状又は看護人免許状の書換え交付手数料	千七百円	二千四百円
96	保健婦免許状再交付手数料	二千五百円	二千八百円
97	看護婦免許状又は看護人免許状の再交付手数料	二千五百円	二千八百円
98	薬局開設許可申請手数料	一万九千円	二万円

116	115	114	113	112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99
家畜注射又は家畜薬浴の手数料	家畜投薬手数料	家畜人工受精所開設許可申請手数料	家畜商免許証書換え交付手数料	保母試験手数料	毒物劇物販売業登録票再交付手数料	毒物劇物販売業登録票書換え交付手数料	医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証の再交付手数料	医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証の書換え交付手数料	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の再交付手数料	薬局開設許可証、医薬品販売業許可証又は医薬品の販売先等変更許可証の書換え交付手数料	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	配置販売従事者身分証明書書交付手数料	医薬品の販売先等変更許可申請手数料	医薬品販売業許可更新申請手数料	医薬品販売業許可申請手数料	薬局開設許可更新申請手数料
六千二百円	六百二十円	三千四百円	六百五十円	四千円	二千円	二千二百円	千九百円	千四百円	千九百円	千四百円	千九百円	千四百円	四千五百円	四千五百円	七千二百円	一万九千円	七千二百円
六百四十円	六百四十円	三千五百円	六百六十円	五千六百円	二千四百円	千五百円	二千二百円	千五百円	二千二百円	千五百円	二千二百円	千五百円	五千五百円	五千五百円	八千五百円	二万二千円	八千五百円

126	125	124	123	122	121	120	119	118	117
鳥獣飼養許可証の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	狩猟者記章再交付手数料	狩猟者登録証再交付手数料	狩猟者登録手数料	狩猟免許更新手数料	狩猟免許再交付手数料	狩猟免許試験の一部の免除の對象となる者に係るもの その他の者に係るもの	大豆集荷業者又はなたね集荷業者の登録証の書換え交付手数料	標準鶏認定申請手数料 一羽につき	家畜検査手数料 結核病 ブルセラ病 腐蛆病
千円	六百円	六百円	千二百円	千七百円	六百円	三千二百円	八百円	三十円	四百五十円
二千三百円	七百円	七百円	千四百円	二千円	七百円	三千七百円	八百十円	三十一円	三百六十円

三 その他薬局医薬品製造業許可証の書換え交付手数料及び薬局医薬品製造業許可証の再交付手数料について所要の規定の整備を行うこととした。

127	船舶票交付手数料 知事が船舶の検査を行わない場合	一隻につき 五千四百円	五百五百円
128	船籍票検認手数料	一隻につき 七千円	七千二百円
129	経営事項審査手数料	二万二千円	二万六千六百円
	指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わない場合	七千円	七千二百円
	指定経営状況分析機関に経営状況分析を行わせる場合	七千円	七千二百円
	加算金額 入札関連建設業一種類につき	二千円	二千五百円
130	浄化槽工事業者登録申請手数料	二万三千円	二万四千元
131	浄化槽工事業者更新登録申請手数料	一万八千円	一万九千円
132	浄化槽工事業者登録簿謄本交付手数料 用紙一枚につき	三百円	五百円
133	浄化槽工事業者登録簿閲覧手数料	二百五十円	三百円
134	市街化調整区域内における建築許可不要宅地の確認申請手数料	八千円	八千五百円
135	宅地の面積が一ヘクタール以上の場合	八千円	八千五百円
136	職業訓練指導員免許手数料	千二百円	千四百円
137	職業訓練指導員免許再交付手数料	千二百円	千二百円
138	技能検定合格証書再交付手数料	千二百円	千二百円

四 この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。ただし、二の120から126までについては、同月十六日から施行することとした。

◇鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

一 証紙等の売りさばき手数料の金額の変更（第十三条、別表第四、改正附則第二項関係）

1 証紙の売りさばき手数料の金額を三パーセント引き上げることとした。

2 始動票札の売りさばき手数料の金額を、毎年度ごとに売り渡した次の表の中欄に掲げる始動票札の金額の合計額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額（現行 一律始動票札の金額の百分の一に相当する金額）に引き下げることとした。

期 間	始動票札の金額の合計額	
	金額	率
平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	十五億円以下の金額	百分の一
	十五億円を超え二十億円以下の金額	百分の〇・九
平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで	二十億円を超える金額	百分の〇・八
	十五億円以下の金額	百分の一
平成三年四月一日から平成三年三月三十一日まで	十五億円を超え二十億円以下の金額	百分の〇・八
	十五億円以下の金額	百分の一

平成四年四月一日以降	二十億円を超える金額	百分の〇・六
	十五億円以下の金額	百分の一
平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで	十五億円を超える金額	百分の〇・七
	二十億円を超える金額	百分の〇・五

二 始動票札売りさばき簿（第十四条、様式第十四号の二関係）
元売りさばき人は、始動票札を交付したときは、その都度、始動票札売りさばき簿に登記し、整理しなければならないものとする。とした。

三 証紙による収入の方法により徴収する歳入（別表第一関係）
県立保育専門学院への入学に係る入学料は、証紙による収入の方法により徴収することとした。

四 その他
所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日
この規則は、平成元年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十四号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「千八百円」を「千八百五十円」に改める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十五号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を
改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)

第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

一一七、七五〇円	一一六、
----------	------

七五〇円

を

一一九、三五〇円	一一八、三五〇円
----------	----------

に改め、同

表の大居室のC十階層の項中

一一八、七五〇円	一一七、七五〇円
----------	----------

を

一一〇、三五〇円	一一九、三五〇円
----------	----------

に改める。

(鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)

第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表の小居室のC十階層の項中

一一七、七五〇円	一一六、
----------	------

七五〇円

を

一一九、三五〇円	一一八、三五〇円
----------	----------

に改め、同

表の大居室のC十階層の項中

一一八、七五〇円	一一七、七五〇円
----------	----------

を

一一〇、三五〇円	一一九、三五〇円
----------	----------

に改める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十六号

鳥取県営病院事業財務規則の一部を改正する規則

鳥取県営病院事業財務規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表の病院事業勘定科目の収益の表中

「 雑収入」

「 職員、附添人などの給食にかかる収入」

を「 消費税還付」に

改める。

「 雑費外給食材料費」

別表の病院事業勘定科目の費用の表中

「**ア**）従業員、附添人などの給食のため消費する食品の費用
イ）従業員、附添人などの給食用具などであつて、1年以内
 に消耗するものの費用」

を「**遊 費 部**」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の鳥取県宮病院事業財務規則別表の規定は、平成元年度の予算及び決算から適用する。

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十七号

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県宮病院事業の設置等に関する条例施行規則（昭和五十年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「使用料」を「その使用料」に改め、同条中「規則で定める療養の給付等及び」を「療養の給付等で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げる療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし

書の」に、「次の表のとおり」を「同表の下欄に定める額」に改める。
 第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（課税療養等に係る使用料の額）

第三条 条例第三条第二項ただし書に規定する課税療養等に係る同項ただし書の規則で定める額は、同項に規定する療養費算定額に百分の百三を乗じて得た額とする。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十八号

鳥取県漁港法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県漁港法施行細則（昭和四十八年四月鳥取県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表の一の表中「九〇円」を「九二円」に、「一三〇円」を「一三三円」に改める。

別表の備考に次のように加える。

六 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により非課税とされる占用以外の占用に係る一件の占用料の額は、この

表(備考五を除く。)の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額(その額が百円未満である場合にあつては、百円)とするものとする。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第十九号

国有土地使用料等徴収規則の一部を改正する規則

国有土地使用料等徴収規則(昭和二十三年八月鳥取県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

別表の二の表中「九〇円」を「九二円」に、「一三〇円」を「一三三円」に改める。

別表の備考に次のように加える。

六 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六条第一項の規定により非課税とされる国有土地の使用以外の使用に係る一件の使用料の額は、この表(備考五を除く。)により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額(その額が百円未満である場合にあつては、百円)とするものとする。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十号

鳥取県海岸法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第四条」を「第三条」に改める。

別表の二の表中「九〇円」を「九二円」に、「一三〇円」を「一三三円」に改める。

別表の備考に次のように加える。

六 消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六条第一項の規定により非課税とされる占用以外の占用に係る一件の占用料の額は、この表(備考五を除く。)の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額(その額が百円未満である場合にあつては、百円)とするものとする。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

河川法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十一号

河川法施行細則の一部を改正する規則

河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表を次のように改める。

区 分	占 用 料	
	単 位	金 額
一 昭和四十年十月一日以降に発電設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。 を開始した発電所 2 昭和四十年九月三十日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十年十月一日	一発電所に つき一年	次の算式により算定して得た額 $(1,698 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 375 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})) \times 1.03$

揚水式発電所	以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（増設以降の理論水力についてこの項により算出した額が、増設前の理論水力について二の項により算出した額に満たないものを除く。）	一発電所に つき一年	次の算式により算定して得た額 $(1,698 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 849 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})) \times 1.03$
	二 一の項に掲げる発電所以外の発電所	一発電所に つき一年	次の算式により算定して得た額 $(1,698 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 375 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})) \times 0.167 \times 1.03$

工業又は鉱業のための流水占用	毎秒一リットルにつき 一年	五、一五〇円
----------------	------------------	--------

別表第二の三の表中「九〇円」を「九二円」に、「一三〇円」を「一三三元」に改める。

別表の備考中五を六とし、四を五とし、三を四とし、二を三とし、一を二とし、二の前に次のように加える。

一 一の表に規定する「常時理論水力」及び「最大理論水力」の単位は、キロワットとするものとする。

別表の備考に次のように加える。

七 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により非課税とされる土地の占用以外の占用に係る一件の土地占用料の額は、この表（備考六を除く。）の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額（その額が百円未満である場合にあつては、百円）とするものとする。

港湾法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十二号

港湾法施行細則の一部を改正する規則

港湾法施行細則（昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号）の一部を次

のように改正する。

第九条の見出しを「（書類の経由）」に改め、同条中「二通とし」を削り、「所轄土木事務所長」の下に「又は鳥取港湾事務所長」を加える。

別表の（ロ）の表中「九〇円」を「九二円」に、「一三〇円」を「一三三元」に改める。

別表の備考に次のように加える。

六 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第六条第一項の規定により非課税とされる占用以外の占用に係る一件の占用料の額は、この表（備考五を除く。）の規定により計算して得た額に百分の百三を乗じて得た額（その額が百円未満である場合にあつては、百円）とするものとする。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十三号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則等の一部を改正

する規則

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第一条 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第六条の二関係)

団地名	種別	家賃	
		住戸番号	戸数 一月の家賃額
川下町 団地	第一種 営住宅		五 一〇、三〇〇円
相生町 団地	第一種 営住宅	一号から二〇号までの住宅	二〇 六、六九〇円
	第二種 営住宅	二二号から二六号までの住宅	六 一〇、三〇〇円
賀露港 団地	第一種 営住宅		二四 一八、三三〇円
	第二種 営住宅	(一) 三一〇三号の住宅	一 三五、七四〇円
北園団 地	第一種 営住宅	(二) (一)に掲げる住宅以外の住宅	三五 四二、六四〇円
	第二種 営住宅	一号から五号まで及び一六号から二〇号までの住宅	一〇 三六、六六〇円
材木町 団地	第一種 営住宅	六号から一五号までの住宅	一〇 四五、〇一〇円
	第二種 営住宅	二一号から二五号まで及び三六号から四〇号までの住宅	一〇 二八、一一〇円
		二六号から三五号までの住宅	一〇 三四、六〇〇円

倉田団地	第一種 営住宅	一号から二〇号までの住宅	二〇 四三、七七〇円
	第二種 営住宅	四六号から六〇号までの住宅	一五 三五、一二〇円
立川町団地	第一種 営住宅	一号から二五号までの住宅	二〇 四三、七七〇円
	第二種 営住宅	二二号から二五号までの住宅	五 三四、一九〇円
緑町第一 団地	第一種 営住宅	一号から二四号までの住宅	二四 一七、五一〇円
	第二種 営住宅	二五号から四八号までの住宅	二四 二〇、二九〇円
緑町第二 団地	第一種 営住宅	四九号から七二号までの住宅	二四 二二、四五〇円
	第二種 営住宅	七三号から九六号までの住宅	二四 二二、八六〇円
寿団地	第一種 営住宅	九七号から一二〇号までの住宅	二四 二三、三八〇円
	第二種 営住宅	一二一号から一三六号までの住宅	一六 二三、八九〇円
馬場町団地	第一種 営住宅	(一) (二)に掲げる住宅以外の住宅	六 八、二四〇円
	第二種 営住宅	二〇一〇号、一〇四号、一〇五号、二〇一〇号、二〇四号、二〇五号、三〇一〇号及び三〇四号の住宅	八 三三、六八〇円
第一種 営住宅	第一種 営住宅	三八一―一―号から三八一―一―四号まで、三八一―二―五号から三八一―二―八号まで及び三九一―一―七号から三九一―二―二号までの住宅	一四 一七、六一〇円

徳尾団地		吉成東団地					湯所町第二団地		湯所町第一団地		興南団地		丸山町第二団地		
第一種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	"	"	第一種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅			
一七号、一九号、二一号、二三号、二五号及び二七号の住宅	一〇号、一二号、一四号及び一六号の住宅	一号から九号まで、一一号、一三号及び一五号の住宅	二一号から三六号までの住宅	一七号から二〇号まで及び三七号から四〇号までの住宅	五号から一二号までの住宅	一号から四号まで及び一三号から一六号までの住宅	(一)に掲げる以外の住宅	(一)一〇一号、一〇四号、一〇五号、二〇一号、二〇四号、二〇五号、三〇一号及び三〇四号の住宅	(一)に掲げる住宅以外の住宅	(一)一〇一号、一一二〇一号、一一三〇一号、二一一〇一号、二一一〇二号、二一一〇三号、二一一〇四号及び二一三〇二号の住宅	六号から二五号までの住宅	一号から五号まで及び二六号から三〇号までの住宅			
六四〇、一七〇円	四二一、九三〇円	一二二七、八一〇円	一六四一、九二〇円	八三三、〇六〇円	八四一、五〇〇円	八三二、七五〇円	六二七、八一〇円	八三三、〇六〇円	一二二七、七〇〇円	九三三、一三〇円	二〇四三、七七〇円	一〇三四、一九〇円	一六四二、〇二〇円		
美穂第一団地		白浜団地		湖山町団地				湖南団地		西品治団地		高草団地			
"	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	"	第二種 営住宅	"	
二号、三号、五号及び六号の住宅	一号の住宅		四三号から四六号までの住宅	四一号及び四二号の住宅	一九号から三六号までの住宅	一号から一八号まで及び三七号から四〇号までの住宅	七号から一〇号までの住宅	一号から六号までの住宅	二六号から五三号までの住宅	一号から二五号までの住宅	六六号から七九号までの住宅	三七号から三九号まで及び四九号から六五号までの住宅	二五号から三六号まで及び四三号から四八号までの住宅	一号から二四号までの住宅	一八号、二〇号、二二号、二四号、二六号及び二八号の住宅
四一二、三六〇円	一一一、二二〇円	一〇一五、四五〇円	四一五、六五〇円	二一九、一五〇円	一八一三、四九〇円	二二一七、八一〇円	四二二三、三八〇円	六二〇、二九〇円	二八一九、二六〇円	二五一五、五五〇円	一四二〇、九〇〇円	二〇一一、九四〇円	一八一〇、三〇〇円	二四八、七五〇円	六三三、六五〇円

		美穂第二 団地		末恒第一 団地									末恒第二 団地	
"	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	"	"	"	"	"	"	"	第一種 営住宅	第二種 営住宅	"	"
九号から六四号までの住宅	一号から四号までの住宅	A四九号からA八四号までの住宅	A一号からA四八号までの住宅	二八一号から二八六号までの住宅	二五七号から二八〇号までの住宅	二三三号から二五六号までの住宅	二〇九号から二三二号までの住宅	一二九号から二〇八号までの住宅	一〇五号から一二八号までの住宅	八九号から一〇四号までの住宅	三三号から八八号までの住宅	一号から三二号までの住宅	八号から一一号までの住宅	七号の住宅
五六	四	三六	四八	六一	二四	二四	二四	八〇	二四	一六	五六	三二	四	一
一三、一八〇円	二四、九二〇円	三七、〇八〇円	三六、〇五〇円	一八、〇二〇円	二八、四二〇円	二七、五〇〇円	二六、八八〇円	二五、〇二〇円	二三、二七〇円	二〇、六〇〇円	一九、八七〇円	二七、八一〇円	一二、七七〇円	一一、五三〇円

宮岡団地	國中団地	土師百井 団地	高山団地	網代港団 地		田後港団 地	宇倍野第 二団地	宇倍野第 一団地	国安南団 地	円通寺団 地	面影団地			
第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	"	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	"	"	"	"
			六号から一〇号までの住宅	一号から五号までの住宅	二五号から四八号までの住宅	一号から二四号までの住宅					一四六号、一四七号、一四九号か び一五四号の住宅	一四六号、一四七号、一四九号か び一五四号の住宅	一四六号、一四七号、一四九号か び一五四号の住宅	一四六号、一四七号、一四九号か び一五四号の住宅
六二五、六四〇円	八	八二四、三〇〇円	五一五、七五〇円	五一五、四五〇円	二四一四、三一〇円	二四	二〇	八	二〇	一〇	八二五、三三〇円	四二二、五二〇円	三二二、四〇〇円	四八一三、六九〇円
	八、四四〇円					八、六五〇円	四一九、〇五〇円	八二六、四八〇円	二〇一七、八一〇円	二〇二六、六七〇円				

五輪団地	第二種 営住宅	ほきもと 団地	第二種 営住宅	若葉団地	第二種 営住宅	八東第二 団地	第二種 営住宅	八東第一 団地	第二種 営住宅	中南団地	第二種 営住宅	北山団地	第二種 営住宅	西郷団地	第二種 営住宅	集団地	第二種 営住宅	丸山団地	第二種 営住宅	船岡団地	第二種 営住宅
六号から八号までの住宅	一号から五号までの住宅			七号、八号及び一〇号から一二号 までの住宅	一号から六号までの住宅			六号の住宅	一号から三号まで及び五号の住宅					六号から九号までの住宅	一号及び二号の住宅	一一号から一六号までの住宅	一号から八号までの住宅				
三一七、三〇〇円	五一六、四八〇円	六三一、七二〇円	五三一、二〇〇円	六二八、四二〇円	六一七、三〇〇円	一一七、七一〇円	四一四、三一〇円	一〇二二、一一〇円	六三二、一三〇円	四	二一五、八六〇円	六一九、四六〇円	八	九、三七〇円	六二八、〇一〇円	一〇一六、九九〇円					

八幡団地	第二種 営住宅	越殿団地	第一種 営住宅	旭田町団 地	第一種 営住宅	明治町団 地	第一種 営住宅	宝木団地	第二種 営住宅	智頭第二 団地	第二種 営住宅	智頭第一 団地	第二種 営住宅	緑が丘団 地	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅
三七号から四二号までの住宅	一〇号から一八号までの住宅	一号から九号までの住宅		(一) 一〇五号、一〇六号、二〇五 号、二〇六号、三〇五号及び三 〇六号の住宅 (二) に掲げる住宅以外の住宅	(一) 二一〇一、二二〇一、二二 〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、 二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二 〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、 二二一三、二二一四、二二一五、二二 一六、二二一七、二二一八、二二一九、 二二二〇、二二二一、二二二二、二二 二三、二二二四、二二二五、二二二六、 二二二七、二二二八、二二二九、二二 三〇、二二三一、二二三二、二二三三、 二二三四、二二三五、二二三六、二二三 七、二二三八、二二三九、二二四〇、 二二四一、二二四二、二二四三、二二 四四、二二四五、二二四六、二二四七、 二二四八、二二四九、二二五〇、二二 五一、二二五二、二二五三、二二五四、 二二五五、二二五六、二二五七、二二 五八、二二五九、二二六〇、二二六一、 二二六二、二二六三、二二六四、二二 六五、二二六六、二二六七、二二六八、 二二六九、二二七〇、二二七一、二二 七二、二二七三、二二七四、二二七五、 二二七六、二二七七、二二七八、二二 七九、二二八〇、二二八一、二二八二、 二二八三、二二八四、二二八五、二二 八六、二二八七、二二八八、二二八九、 二二九〇、二二九一、二二九二、二二 九三、二二九四、二二九五、二二九六、 二二九七、二二九八、二二九九、二三〇〇	(一) 二一〇一、二二〇一、二二〇二、二二〇三、二二〇四、二二〇五、二二〇六、二二〇七、二二〇八、二二〇九、二二一〇、二二一一、二二一二、二二一三、二二一四、二二一五、二二一六、二二一七、二二一八、二二一九、二二二〇、二二二一、二二二二、二二二三、二二二四、二二二五、二二二六、二二二七、二二二八、二二二九、二二三〇、二二三一、二二三二、二二三三、二二三四、二二三五、二二三六、二二三七、二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一、二二四二、二二四三、二二四四、二二四五、二二四六、二二四七、二二四八、二二四九、二二五〇、二二五一、二二五二、二二五三、二二五四、二二五五、二二五六、二二五七、二二五八、二二五九、二二六〇、二二六一、二二六二、二二六三、二二六四、二二六五、二二六六、二二六七、二二六八、二二六九、二二七〇、二二七一、二二七二、二二七三、二二七四、二二七五、二二七六、二二七七、二二七八、二二七九、二二八〇、二二八一、二二八二、二二八三、二二八四、二二八五、二二八六、二二八七、二二八八、二二八九、二二九〇、二二九一、二二九二、二二九三、二二九四、二二九五、二二九六、二二九七、二二九八、二二九九、二三〇〇	一〇	九	一〇	七二三、〇七〇円	一五二二、一四〇円	一〇二二、七四〇円	一〇一四、五二〇円	一六二六、七八〇円				
六七、八二〇円	九一七、五一〇円	九一七、三〇〇円	一六二九、八七〇円	一二四〇、一五〇円	六三一、九八〇円	一五三九、五五〇円	五三三、〇六〇円	一〇八、五四〇円	八、三四〇円	八、三四〇円	七二三、〇七〇円	一五二二、一四〇円	一〇二二、七四〇円	一〇一四、五二〇円	一六二六、七八〇円			

福守団地		小鴨団地				北野団地	三明寺団地	上灘団地			米田団地			
第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅
四九号から五七号までの住宅	三三号から四八号まで及び五八号から六三号までの住宅	二三号から三二号までの住宅	一号から二二号までの住宅	一〇号から一三三号までの住宅	一号から九号までの住宅			二九号から三二二号までの住宅	一七号から二八号までの住宅	五号から一二二号までの住宅	一号から四号まで及び一三三号から一六号までの住宅	三三三号から五六号までの住宅	一号から三二二号までの住宅	四九号から五六号までの住宅
九	二二	一〇	二二	四	九	一〇	七	四	二	八	八	二四	三二	八
八、三四〇円	二一〇、六〇〇円	八、〇三〇円	九、八八〇円	四一八、二二〇円	九一、〇二〇円	一〇一三、九〇〇円	七二八、六三〇円	四三一、七二〇円	二四〇、二七〇円	八三九、七五〇円	八三一、三一〇円	二二一、七三〇円	三一八、六四〇円	七、六二〇円
上井団地														
第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅
一二〇号の住宅	一一六号から一一九号までの住宅	一一三号から一一五号までの住宅	一一〇号から一二二号までの住宅	一〇七号から一〇九号までの住宅	一〇五号及び一〇六号の住宅	一〇四号の住宅	一〇二号及び一〇三号の住宅	一〇一号の住宅	六五号から六七号までの住宅	五六号から六一号までの住宅	五七号から六四号までの住宅	二五号から五六号までの住宅	一号から二四号までの住宅	九〇号から一一三号までの住宅
一	四	三	三	三	二	一	二	一	三	六	八	三三	二四	二四
一三四、八二〇円	四一四、八三〇円	三二二、六六〇円	三二〇、二九〇円	三二一、三二〇円	二一四、〇〇〇円	一一八、七四〇円	二二二、八七〇円	一一七、二〇〇円	八、五四〇円	九、八八〇円	八三六、五八〇円	三三三、九一〇円	二四三三、八八〇円	二四一五、五五〇円
河北団地														
第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅
一二〇号の住宅	一一六号から一一九号までの住宅	一一三号から一一五号までの住宅	一一〇号から一二二号までの住宅	一〇七号から一〇九号までの住宅	一〇五号及び一〇六号の住宅	一〇四号の住宅	一〇二号及び一〇三号の住宅	一〇一号の住宅	六五号から六七号までの住宅	五六号から六一号までの住宅	五七号から六四号までの住宅	二五号から五六号までの住宅	一号から二四号までの住宅	九〇号から一一三号までの住宅
一	四	三	三	三	二	一	二	一	三	六	八	三三	二四	二四
一三四、八二〇円	四一四、八三〇円	三二二、六六〇円	三二〇、二九〇円	三二一、三二〇円	二一四、〇〇〇円	一一八、七四〇円	二二二、八七〇円	一一七、二〇〇円	八、五四〇円	九、八八〇円	八三六、五八〇円	三三三、九一〇円	二四三三、八八〇円	二四一五、五五〇円

内浜団地		住吉団地						陰田団地		日ノ出町 団地		富士見町 団地		みどり団 地		
第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	
一三号から一六号まで及び二九号から三二号までの住宅	一三号から一六号まで及び二九号から三二号までの住宅	二二号、二四号、二六号及び二八号の住宅	二二号、二三号、二五号、二七号、二九号及び三〇号の住宅	一七号から二〇号までの住宅	九号から一六号までの住宅	三号及び六号の住宅	一号、二号、四号及び五号の住宅	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
八三二、五四〇円	二四四〇、〇六〇円	四三四、二九〇円	六四二、六四〇円	四一八、三三〇円	八一四、六二〇円	二九、四七〇円	四一三、六九〇円	一二三、四一〇円	二〇三、九六〇円	六三四、〇九〇円	一八一〇、六〇〇円	八三四、九二〇円	一〇二四、五一〇円	二二五、三四〇円	二二五、三四〇円	
三柳団地																
河崎団地		三柳団地														
第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	第一種 営住宅	第二種 営住宅	
七号から一四号まで及び三九号から四六号までの住宅	一六号から一八号まで及び二〇号から二二号までの住宅	二〇九号及び二一〇号の住宅	二〇七号の住宅	二〇三号及び二〇四号の住宅	一五九号から一七八号までの住宅	一四七号、一四八号、一五一号及び一五二号の住宅	一四三号から一四六号まで、一五五号から一五八号まで及び一七九号から二〇二号までの住宅	一二七号から一三四号までの住宅	一一九号から一二六号までの住宅	六九号から七六号までの住宅	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一六一八、七四〇円	一三二八、三三〇円	二二七、〇九〇円	一一八、五五〇円	二二七、五一〇円	二〇九、九九〇円	四一六、七八〇円	三二八、三四〇円	八二四、五一〇円	八八、八五〇円	八二四、一〇〇円	二六八、七五〇円	一八一五、九六〇円	一二二四、九三〇円	三〇八、六五〇円	八二三、九九〇円	

				福原団地				皆生団地		地上福原団地					
第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一一三号から一六八号までの住宅	九七号から一一二号までの住宅	四九号から九六号までの住宅	一号から四八号までの住宅	三七号から三九号までの住宅	二五号から三六号までの住宅	一九号から二四号までの住宅	一号から九号までの住宅	二二号から三九号までの住宅	一号から一八号までの住宅	二二号から三九号までの住宅	二二号から三九号までの住宅	二二号から三九号までの住宅	二二号から三九号までの住宅	二二号から三九号までの住宅	二二号から三九号までの住宅
五六二、三、六九〇円	一六二〇、八〇〇円	四八二〇、七〇〇円	四八一七、八一〇円	三二二三、一〇〇円	一一二一、三、八〇〇円	六七、八二〇円	九二一、〇一〇円	一八二〇、一八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円
五六一、二、六九〇円	一六二〇、八〇〇円	四八二〇、七〇〇円	四八一七、八一〇円	三二二三、一〇〇円	一一二一、三、八〇〇円	六七、八二〇円	九二一、〇一〇円	一八二〇、一八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円	一八一九、九八〇円
										永江団地					
第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅	第一種 営住宅
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇七号から一五四号までの住宅	九九号から一〇六号までの住宅	九五号から九八号までの住宅	七五号から八二号までの住宅	六四号の住宅	六一号から六三号まで及び八三号から八六号までの住宅	五五号から六〇号まで及び六八号から七四号までの住宅	五二号から五四号までの住宅	二五号から四八号までの住宅	一号から一二号までの住宅	四一七号から四五六号までの住宅	三九三号から四一六号までの住宅	三三七号から三九二号までの住宅	三二一号から三三六号までの住宅	二三三号から三二〇号までの住宅	一六九号から二三二号までの住宅
四八一三、一八〇円	八一〇、七二〇円	四二六、七八〇円	八一〇、〇九〇円	一一九、一〇〇円	七二二、八六〇円	一三一七、四〇〇円	三一九、一五〇円	二四二二、六六〇円	一二二三、九九〇円	四〇三三、二六〇円	二四三一、九三〇円	五六三一、三一〇円	一六二七、一九〇円	八八二六、一六〇円	六四二四、二〇〇円
四八一三、一八〇円	八一〇、七二〇円	四二六、七八〇円	八一〇、〇九〇円	一一九、一〇〇円	七二二、八六〇円	一三一七、四〇〇円	三一九、一五〇円	二四二二、六六〇円	一二二三、九九〇円	四〇三三、二六〇円	二四三一、九三〇円	五六三一、三一〇円	一六二七、一九〇円	八八二六、一六〇円	六四二四、二〇〇円

富益団地					安倍彦名 団地								
第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅	第一種 管住宅
二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅	二一〇号、二二〇号、二二四号、二六〇号、二八〇号、三〇〇号、三二四号、三六〇号、四〇〇号、四二〇号、四四〇号、四六〇号及び四八〇号の住宅
八三五、〇二〇円	八四三、一五〇円	一二三二、五四〇円	一二四〇、〇六〇円	二四二九、一四〇円	二四三五、三二〇円	三二四一、〇九〇円	六一七、九二〇円	三二〇、六〇〇円	八二三、七五〇円	一一九、九一〇円	一六一〇、七一〇円	一六二〇、七一〇円	一六二〇、七一〇円

高松団地		境港団地		清水団地		外江団地					渡団地	花町団地	
第一種 管住宅	第二種 管住宅	第一種 管住宅	第二種 管住宅	第一種 管住宅	第二種 管住宅	第一種 管住宅	第二種 管住宅	第一種 管住宅	第二種 管住宅	第一種 管住宅	第二種 管住宅	第一種 管住宅	第二種 管住宅
一五号から一八号までの住宅	一号から一〇号までの住宅	二五号から四八号までの住宅	一号から二四号までの住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅	四六号、四八号、五〇号及び五二号の住宅
四九、四七〇円	四一五、五五〇円	一〇六、〇七〇円	二四一四、五二〇円	二四一三、四九〇円	一六一三、三九〇円	四三五、〇二〇円	四四三、一五〇円	八二七、九一〇円	八三二、〇四〇円	六三二、五四〇円	六四〇、〇六〇円	八二七、六〇〇円	八二一、七三〇円

誠道団地															
第一種 営住宅	"	"	第二種 営住宅	"	"	"	"	"	"	"	第一種 営住宅	"	"	第二種 営住宅	
五五号及び五六号の住宅	四九号から五四号までの住宅	四三号から四五号までの住宅	三七号から三九号までの住宅	三五号及び三六号の住宅	三一号、三二号、七五号及び七六号の住宅	二七号、二八号、五九号、六〇号、七一号及び七二号の住宅	二五号及び二六号の住宅	一四号から二二号までの住宅	一〇号及び一一号の住宅	六号及び七号の住宅	二号及び三号の住宅	一号の住宅	三一号から四二号までの住宅	二三号から三〇号までの住宅	二一号及び二二号の住宅
二二三、八九〇円	六一四、五二〇円	三一六、三七〇円	三一七、七一〇円	二一〇、九一〇円	四二〇、三九〇円	六一九、八七〇円	二一九、四六〇円	九一七、九二〇円	二二三、六九〇円	二二〇、九〇〇円	二二四、三九〇円	一一八、三三〇円	一二一〇、四〇〇円	八一五、九六〇円	二一五、一四〇円

浜の上第 二団地	浜の上第 一団地	庄内団地			手間団地	法勝寺団 地	余子団地					"	第二種 営住宅		
第二種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	"	第二種 営住宅	"	第二種 営住宅	"	"	"	"	第一種 営住宅	"	第二種 営住宅	
	一二号から一六号までの住宅	一号から一七号までの住宅	四号から七号までの住宅	三号の住宅	一号及び二号の住宅		一二号から二二号までの住宅	一号から一七号までの住宅	八一号から一〇四号までの住宅	七一号から八〇号までの住宅	五五号から七〇号までの住宅	三一号から五四号までの住宅	一号から三〇号までの住宅	六七号及び六八号の住宅	六三号及び六四号の住宅
八二四、七二〇円	五一六、六八〇円	一一一四、四二〇円	四一六、二七〇円	一一一、六三〇円	二一六、一七〇円	一〇	八、五四〇円	一一一五、七五〇円	二四二、三三、六九〇円	一〇二三、〇七〇円	一六二二、〇四〇円	二四一八、七四〇円	三〇一五、一四〇円	二一八、八四〇円	二一七、五一〇円

伯南団 地	第二種 管住宅	一〇 一三、 三九〇円
----------	------------	-------------------

小江尾 団地	第二種 管住宅	四 二一、 四二〇円
〃	五号及び六号の住宅	二 二四、 七二〇円

(鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和六十二年十月鳥取県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表第一号の項中「三一〇三」を「三一〇三号」に、「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に改め、同表第二号の項中「昭和六十四年三月三十一日」を「平成元年三月三十一日」に、

昭和六十四年四月一日から昭和六十五年三月三十一日まで	三九、五〇〇円
----------------------------	---------

を

平成元年四月一日から平成二年三月三十一日まで	四〇、六八〇円
------------------------	---------

に改める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十四号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則(昭和三十一年一月鳥取県規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第三号の三の次に次の五号を加える。

- 三の四 教育職員の普通免許状の授与手数料 二千六百円
- 三の五 教育職員の特別免許状の授与手数料 二千六百円
- 三の六 教育職員の臨時免許状の授与手数料 千三百円
- 三の七 教育職員の免許状の書換又は再交付手数料 六百五十円
- 三の八 教育職員検定手数料 千三百円
- 別表第四号中「七万円」を「八万七千円」に改め、同表第五号中「六万三千元」を「八万八千元」に改め、同表第六号中「二万円」を「二万六千元」に改め、同表第七号中「二千六百元」を「二千九百元」に改め、同表第八号中「千五百円」を「二千円」に改め、同表第九号及び第十号中「千五百円」を「千五百円」に改め、同表第十一号中「千二百円」を「千八百円」に改め、同表第十六号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第十七号中「千六百元」を「千八百円」に改め、同表第十八号中「二千円」を「二千三百円」に改め、同表第十九号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第二十三号中「千六百元」を「千八百円」に改め、同表第二十四号中「二千円」を「二千三百円」に改め、同表第二十六号中「一万四千元」を「一万六千元」に改め、同表第二十七号中「一万四千元」を「一万六千元」に改

め、同表第二十九号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第三十号中「一万元」を「一万二千元」に改め、同表第三十一号から第三十二号までの規定中「千六百元」を「千八百元」に改め、同表第三十三号中「二百元」を「二千三百元」に改め、同表第三十四号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第三十六号中「千六百元」を「千八百元」に改め、同表第三十七号中「二百元」を「二千三百元」に改め、同表第三十八号の二中「一万元」を「一万二千元」に改め、同表第四十一号中「一万元」を「一万三千元」に改め、同表第四十二号中「六千七百元」を「七千四百元」に改め、同表第四十三号から第四十五号までの規定中「九千八百元」を「一万元」に改め、同表第四十六号から第四十八号までの規定中「一万六千元」を「一万八千元」に改め、同表第四十九号及び第五十号中「六千七百元」を「七千四百元」に改め、同表第五十号の二中「一万六千元」を「一万八千元」に改め、同表第五十一号中「六千七百元」を「七千四百元」に改め、同表第五十二号中「一万六千元」を「一万八千元」に改め、同表第五十三号中「六千七百元」を「七千四百元」に改め、同表第五十四号中「一万六千元」を「一万八千元」に改め、同表第五十五号中「一万元」を「一万三千元」に改め、同表第五十六号から第五十七号までの規定中「一万六千元」を「一万八千元」に改め、同表第五十八号中「九千八百元」を「一万千元」に改め、同表第五十九号中「一万六千元」を「一万八千元」に改め、同表第六十号中「九千八百元」を「一万千元」に改め、同表第六十一号及び第六十二号中「一万六千元」を「一万八千元」に改め、同表第六十三号から第六十六号までの規定中「一万元」を「一万三千元」に改め、同表第六十七号から第六十九号までの規定中「九千八百元」を「一万千元」に改め、同表第七十号から第七十一号の二までの規定中「一万

六千元」を「一万八千元」に改め、同表第七十一号の三中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第七十一号の四中「五千五百元」を「六千五百元」に改め、同表第七十一号の五中「千六百元」を「千八百元」に改め、同表第七十一号の六中「二千百元」を「二千三百元」に改め、同表第七十六号中「七千五百元」を「七千六百元」に改め、同表第八十号中「五万九千元」を「六万元」に改め、同表第八十一号中「七千九百元」を「一万元」に改め、同表第八十二号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第八十三号中「千七百元」を「二千四百元」に改め、同表第八十四号中「二千五百元」を「二千八百元」に改め、同表第九十一号中「二千二百元」を「二千五百元」に改め、同表第九十三号中「二千五百元」を「二千八百元」に改め、同表第九十四号中「千七百元」を「二千四百元」に改め、同表第九十五号の三及び第九十五号の四中「五千五百元」を「五千六百元」に改め、同表第九十六号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第九十七号中「一万元」を「一万四千元」に改め、同表第九十八号中「千七百元」を「千九百元」に改め、同表第九十九号中「千七百元」を「二千四百元」に改め、同表第一百号中「二千五百元」を「二千八百元」に改め、同表第一百零一号中「一万六千元」を「二万千元」に改め、同表第一百零二号中「千七百円」を「千九百元」に改め、同表第一百零三号中「千七百円」を「千九百元」に改め、同表第一百零四号中「千七百円」を「千九百元」に改め、同表第一百零八号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第一百九号中「三千七百円」を「四千六百元」に改め、同表第一百十号中「千七百円」を「千九百元」に改め、同表第一百十一号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第一百十二号中「二千七百円」を「三千円」に改め、同表第一百十三号中「三千六百元」を「四千元」に改め、同表第一百十五号中「千七百円」を「二千四百元」に改め、同表第一百十六号中「二千五百元」を「二千八百元」に改め、

に改め、同表第一百七号中「二千八百円」を「三千百円」に改め、同表第一百十八号及び第一百十九号中「千七百円」を「二千四百円」に改め、同表第一百二十号及び第一百二十一号中「二千五百円」を「二千八百円」に改め、同表第一百二十二号中「一万九千円」を「二万千円」に改め、同表第一百二十三号中「七千二百円」を「八千百円」に改め、同表第一百二十四号中「一万九千円」を「二万千円」に改め、同表第一百二十五号中「七千二百円」を「八千百円」に改め、同表第一百二十六号及び第一百二十七号中「四千五百円」を「五千百円」に改め、同表第一百二十八号中「千四百円」を「千五百円」に改め、同表第一百二十九号中「千九百円」を「二千百円」に改め、同表第一百三十号中「千四百円」を「千五百円」に改め、同表第一百三十一号中「千九百円」を「二千百円」に改め、同表第一百三十二号中「薬局医薬品製造業許可証」を「医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証」に、「千四百円」を「千五百円」に改め、同表第一百三十三号中「薬局医薬品製造業許可証」を「医薬品、医薬部外品又は医療用具の製造業又は輸入販売業の許可証」に、「千九百円」を「二千百円」に改め、同表第一百三十三号の二中「千二百円」を「千五百円」に改め、同表第一百三十三号の三中「二千円」を「二千四百円」に改め、同表第一百三十四号中「四千五百円」を「五千六百円」に改め、同表第一百三十七号の二中「六百五十円」を「六百六十円」に改め、同表第一百四十一号の五中「三千四百円」を「三千五百円」に改め、同表第一百四十五号中「六百二十円」を「六百四十円」に改め、同表第一百四十六号中「二百五十円」を「三百円」に、「六百円」を「六百十円」に、「三百五十円」を「三百六十円」に、「四百五十円」を「四百六十円」に、「千円」を「千三十円」に改め、同表第一百四十七号中「二百円」を「二百二十円」に、「四十五円」を「五十五円」に改め、同

表第一百四十九号中「三十円」を「三十一円」に改め、同表第一百六十三号の三中「八百円」を「八百十円」に改め、同表第一百六十四号中「二千三百円」を「二千七百円」に、「三千二百円」を「三千七百円」に改め、同表第一百六十五号中「六百円」を「七百円」に改め、同表第一百六十五号の二中「千七百円」を「二千円」に改め、同表第一百六十五号の三中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第一百六十五号の四及び第一百六十五号の五中「六百円」を「七百円」に改め、同表第一百六十六号中「千百円」を「二千三百円」に改め、同表第一百七十八号の六を第一百七十八号の七とし、第一百七十八号の二から第一百七十八号の五までを一号ずつ繰り下げ、第一百七十八号の次に次の一号を加える。

百七十八の二 輸出水産物製造事業場登録申請手数料 一万千円

別表第一百七十九号中「五千四百円」を「五千五百円」に改め、同表第一百八十四号中「七千百円」を「七千二百円」に改め、同表第一百八十七号の三中「二万千円」を「二万千六百円」に、「二千円」を「二千五十円」に、「七千円」を「七千二百円」に改め、同表第一百八十七号の四中「二万三千円」を「二万四千円」に改め、同表第一百八十七号の五中「一万八千円」を「一万九千円」に改め、同表第一百八十七号の六中「三百円」を「五百円」に改め、同表第一百八十七号の七中「二百五十円」を「三百円」に改め、同表第一百九十三号の四を第一百九十三号の五とし、第一百九十三号の三の次に次の一号を加える。

百九十三の四 再開発地区計画の区域における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 十万円

別表第一百九十九号の二中「八千円」を「八千百円」に改め、同表第二百四号中「千二百円」を「千四百円」に改め、同表第二百五号及び第二百七

号中「千百円」を「千二百円」に改める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。ただし、別表第百六十四号から第百六十六号までの改正規定は、同月十六日から施行する。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十五号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、「行ない」を「行い」に、「つ度」を「都度」に改める。

第十一条第一項中「証紙小売りさばき人指定願」を「小売りさばき人指定願」に改め、同条第二項中「証紙小売りさばき人名簿」を「小売りさばき人名簿」に改める。

第十二条第一項中「証紙の売りさばき」の下に「又は計器による表示」を加え、「証紙小売りさばき人廃止届」を「小売りさばき人廃止届」に改め、「売りさばき場所」の下に「若しくは計器による表示の場所」を加え、「証紙小売りさばき人変更届」を「小売りさばき人変更届」に改め、同条第二項第一号中「証紙」の下に「又は計器による表示」を加える。

第十三条の見出し中「証紙」を「証紙等」に改め、同条第一項中「証紙等」を「証紙又は計器による表示」に改め、同項第一号中「百分の三」を「百分の三・〇九」に改め、同項第二号中「百分の一」を「百分の一・〇三」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 証紙のほり付けに代える計器による表示 毎年度ごとに売り渡した

次の表の上欄に掲げる始動票札の金額の合計額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額

始動票札の金額の合計額	率
十五億円以下の金額	百分の一
十五億円を超え二十億円以下の金額	百分の〇・六
二十億円を超える金額	百分の〇・三

第十三条第二項中「証紙」の下に「又は始動票札」を加える。

第十四条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 元売りさばき人は、第一項の規定により始動票札を交付したときは、その都度、始動票札売りさばき簿（様式第十四号の二）に登記し、整理しなければならない。

第十五条の見出し中「証紙」を「証紙等」に改め、同条中「証紙の」を「同条第一項の」に改める。

第十七条を削り、第十八条を第十七条とする。

別表第一第一号(19)中「第四条第一項」の下に「及び第五条第一項」を加え、同号(20)中「第二条」を「第一条」に改め、同号中(21)を削り、(22)を(21)と

備考

- 1 この帳簿は、毎年度改冊すること。
 - 2 「摘要」の欄には、交付番号を記載すること。
 - 3 「売りさばき手数料の金額」の欄には、売りさばき額に鳥取県収入証紙規則第13条第1項第3号に掲げる率を乗じて得た額を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
- 様式第十五号中「様式第15号」や「様式第15号(第16条関係)」に改める。
- 様式第十五号の二中「様式第15号の2」や「様式第15号の2(第16条関係)」に改める。
- 様式第十六号中「様式第16号」や「様式第16号(第17条関係)」に改める。
- 様式第十七号中「様式第17号」や「様式第17号(第17条関係)」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。
- 2 次の表の上欄に掲げる期間において、この規則による改正後の鳥取県収入証紙規則第十三条第一項の規定により交付する売りさばき手数料(同項第三号に掲げる証紙代金収納計器による表示に係るものに限る。)の額は、同項の規定にかかわらず毎年度ごとに売り渡した同表の中欄に掲げる始動票札(証紙代金収納計器を始動させるために必要な票札をいう。以下同じ。)の金額の合計額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

期 間	始動票札の金額の合計額	率
平成元年四月一日から 平成二年三月三十一日 まで	十五億円以下の金額	百分の一
	十五億円を超え二十億円以下の金額	百分の〇・九
平成二年四月一日から 平成三年三月三十一日 まで	二十億円を超える金額	百分の〇・八
	十五億円以下の金額	百分の一
平成三年四月一日から 平成四年三月三十一日 まで	十五億円を超え二十億円以下の金額	百分の〇・八
	二十億円を超える金額	百分の〇・六
	十五億円以下の金額	百分の一
	十五億円を超え二十億円以下の金額	百分の〇・七
	二十億円を超える金額	百分の〇・五

告 示

鳥取県告示第四百六十五号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十号)第四条第一項ただし書の規定に基づき、鳥取県立皆生小児療育センター及び鳥取県立鳥取療育園の利用のうち消費税法(昭和六

十三年法律第八号)第六條第一項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額を次のように定め、平成元年四月一日から施行する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例第四條第一項ただし書の知事が定める額は、同項に規定する療養費算定額に百分の百三を乗じて得た額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

鳥取県告示第四百六十六号

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)第二条ただし書の規定に基づき、保健所の施設の利用若しくは保健所において行う業務、食肉衛生検査所において行う業務又は衛生研究所において行う業務のうち消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六條第一項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額を次のように定め、平成元年四月一日から施行する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例第二条ただし書の知事が定める額は、同項に規定する療養費算定額に百分の百三を乗じて得た額の八割の額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

鳥取県告示第四百六十七号

昭和五十年三月鳥取県告示第三百七号(保健所、食肉衛生検査所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額について)の一部を次のように改正し、平成元年四月一日から施行する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「第二条」を「第二条本文」に改める。

鳥取県告示第四百六十八号

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例(昭和五十七年三月鳥取県条例第二十六号)別表の一の表の規定に基づき、鳥取県立健康増進センターの利用のうち消費税法(昭和六十三年法律第八号)第六條第一項の規定により非課税とされる診断以外の診断に係る使用料の額を次のように定め、平成元年四月一日から施行する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県立健康増進センターの設置及び管理に関する条例別表の一の表の知事が定める額は、同表に規定する療養費算定額に百分の百三を乗じて得た額の八割の額(その額に十円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

企業管理規程

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県営企業財務規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営企業財務規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「次長」を「次長又は庶務係長」に改める。

別表第一の鳥取県営電気事業勘定科目の収益の部の(10)の表中

特別利益

その他雑収益

1項目 100万円以上のものを整理する。

を

特別利益

消費税還付金

その他雑収益

1項目 100万円以上のものを

整理する。

を整理するに改める。

別表第一の鳥取県営電気事業勘定科目の費用の部の(11)の表中

特別損失

その他雑損失

災害損失償却費及び有価証券売却損等をいう。 1項目100万円以上のものを整理する。	や	特別損失	その他雑損失		災害損失償却費及び有価証券等をいう。 1項目100万円以上のもの
債券売却損を整理する。	に改める。				
別表第一の鳥取県営工業用水道事業勘定科目の収益の部の⑧の表中					
	特別利益	その他雑収			
1項目100万円以上のものを整理する。	や				
特別利益	消費税還付金	その他雑収益	1項目100万円以上	のものを整理する。	に改める。
		特別損失			
別表第一の鳥取県営工業用水道事業勘定科目の費用の部の⑨の表中					
1項目100万円以上のものを整理する。	や				
特別損失	消費税	その他雑支出	1項目100万円以上		

ものを整理す

に改める。

別表第一の鳥取県官埋立事業勘定科目の収益の部の(9)の表中

特別利益

その他雑収益

1項目100万円以上のものを整理する。

や

特別利益

消費税還付金

その他雑収益

1項目100万円以上のものを整理する。

を整理す

に改める。

別表第一の鳥取県官埋立事業勘定科目の費用の部の(10)の表中

特別損失

その他雑支出

1項目100万円以上のものを整理する。

や

特別損失

消費税

その他雑支出

1項目100万円以上のものを整理する。

を整理す

に改める。

別表第一の鳥取県官埋立事業勘定科目の収益の部の(8)の表中

特別利益	その他雑収益
1項目100万円以上のものを整理する。	や
特別利益 消費税還付金	その他雑収益
1項目100万円以上のものを整理する。	
ものを整理す に改める。	
別表第一の鳥取県営観光施設事業勘定科目の費用の部の(9)の表中	
特別損失	その他雑支出

1項目100万円以上のものを整理する。	や
特別損失 消費税	その他雑支出
1項目100万円以上のものを整理する。	
ものを整理す に改める。	
附 則	
この企業管理規程は、公布の日から施行し、この企業管理規程による改正後の鳥取県営企業財務規程別表の規定は、平成元年度の予算及び決算から適用する。	
鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。	
平成元年三月三十一日	
鳥取県知事 西 尾 邑 次	
鳥取県企業管理規程第二号	

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県営皆生温泉公園の管理に関する規程（昭和五十五年十月鳥取県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「三千五百円」を「三千六百円」に、「七千円」を「七千二百円」に、「五千円」を「五千五百円」に、「五千五百円」を「五千六百十円」に、「四千円」を「四千五百円」に、「八千円」を「八千二百円」に改める。

附 則

この企業管理規程は、平成元年四月一日から施行する。